

## 公 告

関税法第37条第3項の規定に基づき、関門港下関新港地区多目的国際ターミナル指定保税地域の追加指定について、下記のとおり公聴会を開催するので、関税法施行令第31条第1項の規定により公告する。

令和7年12月1日

門司税関長 弓削 州司

- 1 日 時 令和7年12月22日（月） 午前11時から
- 2 場 所 下関港湾合同庁舎5階税関会議室  
(山口県下関市東大和町一丁目7番1号)
- 3 主宰者 門司税関長
- 4 事 案 関門港下関新港地区多目的国際ターミナル指定保税地域の追加指定について
- 5 追加指定をしようとする土地  
名 称 関門港下関新港地区多目的国際ターミナル指定保税地域  
所 在 地 山口県下関市長州出島11番の一部、12番、13番の一部、  
14番の一部  
所 有 者 下関市  
管 理 者 下関市  
面 積 37,820.67平方メートル  
区 域 山口県下関市金比羅町の三等三角点「金比羅山」(北緯33度58分09秒98、東経130度54分55秒06)から317度45分17秒の方向へ引いた線上2,795.37メートルの地点を基点(①)とし、同地点から185度07分29秒の方向へ引いた線上270.00メートルの地点(②)、同地点から275度07分29秒の方向へ引いた線上140.09メートルの地点(③)、同地点から5度07分54秒の方向へ引いた線上270.00メートルの地点(④)と基点(①)を順次結んだ線によって囲まれる土地37,820.67平方メートル。